平成２３年（フ）第７０８８号
東京都練馬区高松２丁目５―11―201
債務者　保　　賢吾
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０８９号
東京都練馬区高松２丁目５―11―201
債務者　保　　直美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０９０号
東京都北区田端６丁目７―19―205
債務者　宮崎つばさ
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０９１号
東京都足立区本木南町20―５
債務者　直井貴美子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０９２号
東京都三鷹市牟礼５丁目９―40―101
債務者　森根ゆいこと　森根　ゆゐ
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１０４号
東京都江戸川区臨海町２丁目２―６―113
債務者　小森谷幸子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１０５号
東京都葛飾区新小岩４丁目７―７―106
債務者　長友めぐみ
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１０６号
東京都江東区大島５丁目34―16―901
債務者　小泉　昌孝
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１１５号
東京都江戸川区大杉１丁目14―６
債務者　高橋ユミ子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１１６号
東京都足立区扇１丁目19―22
債務者　山口　隆雄
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１１７号
東京都足立区扇１丁目19―22
債務者　山口　芳子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１２４号
東京都江戸川区南葛西５丁目18―１―1006
債務者　安生隆司郎
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１２５号
東京都西東京市東伏見４丁目10―５
債務者　峰村　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１２８号
東京都練馬区関町北１丁目１―40―103
債務者　上野　陽子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１３１号
東京都葛飾区堀切５丁目30―11
債務者　草間　直子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１３２号
東京都江戸川区松江６丁目11―４―201
債務者　村上　次郎
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部